

WEEKLY REPORT 郡上人幡ロータリークラ



国際ロータリー第 2630 地区 東海北陸道グループ

例会日:毎週木曜日 12時30分

例会場:岐阜県郡上市八幡町小野 67(八幡建設 2 F)

TEL (0575) 67—0314 FAX (0575) 67—0005 E-mail:rc-8man@abeam.ocn.ne.jp

URL:http://gujohachiman-rc.com/

会 長 : 林 健吉 副会長 岩尾 誠 幹 事 : 和田英人

広報委員長 : 松森 薫

会報担当者 : 廣瀬泰輔・渡邉 剛

2018 年度国際ロータリー会長:バリー・ラシン(EastNassau ロータリークラブ・バハマ) 2018 年度国際ロータリーテーマ: Be The Inspiration (インスピレーションになろう)

<本日のプログラム>

第 2578 回 平成 30 年 10 月 4 日 第 1 木曜日 西村 肇会員 会員卓話 平岩憲政会員

く次回の予定>

第 2578 回 平成 30 年 10 月 11 日 第 2 木曜日 夜間例会(社会奉仕委員担当)

<前回の記録>

第 2577 回 平成 30 年 9 月 27 日 木曜日 会員卓話 岩尾 誠会員 廣瀬泰輔会員

同 会 進 行 山下友幸副 SAA

点 鐘 林 健吉会長

ソ ン グ 我等の生業

出席報告 竹内巧治担当責任者

会員数	出席	補正	出席合計	出席率
40名(免除1名)	28名	9名	37名	94.9%

ニコBOX 酒井智義クラブ奉仕委員

- ・本日の会員卓話、岩尾君・廣瀬君 両会員の卓話 ご苦労様です。楽しみにしております。林 健吉
- ・本日の卓話よろしくお願いします。楽しみにして おります。三原様、先日のロータリー野球大会の 代理出席 ありがとうございました。 和田英人
- ・久しぶりの卓話です。さらっと聞いて下さい。 岩尾 誠
- ・本日の卓話、準備不足で申し訳ありませんが よろしくお願いします。
- ・岩尾会員・廣瀬会員 卓話よろしくお願いします。 畑中伸夫・羽田野優男・平岩憲正・河合修 川井昭司・松森 薫・松良 努・三原慎也 水上成樹・森下 光・村土時男・西川 昇 西村 肇・大畑於左武・大川達也・大前正行

酒井智義・坂本 仁・澤崎 茂・竹内巧治

田代東次郎·和田詠伸·山下友幸

幹事報告 和田英人幹事

- ・ガバナー事務所より、地区大会での表彰と地区大 会の注意事項・式典の段取りについて
- ・ロータリー米山記念奨学会より、10月米山月間資 料のご案内
- ・RI日本事務局より、10月RIレートのお知らせ 1 ドル=112 円
- ・RI 日本事務局より、オンラインツール・マニュア ルについて
- ・各務原中央 RC より、東海北陸道グループゴルフ組 み合わせ表・最終版
- ・各務原中央 RC より、例会変更のお知らせ <拝受>
- ・各務原かかみの、各務原、美濃加茂 各RCより 週報

委 員 会 報 告 ・畑中伸夫社会奉仕委員長

10月11日 例会変更のお知らせ

I D M 報 告 水上成樹会員

テーマは SAA でした。SAA とは会場を準備した り、例会を仕切る係です。今期、委員長を中心に 委員の方々が一生懸命やってみえると好評価でし た。引き続きよろしくお願いします。

会長の時間 林 健吉会長

今日は先日22、23日に行われました「食の祭典」 についてお話させて頂きます。天候が心配されま したが無事に終了することができました。この食 の祭典は今年で10年目ですが、初めは私たち調理

師会・食品衛生協会・観光連盟・商工会・漁業組 合の5つの団体が協賛金を出して食の祭典を担い、 盛り上げようと始めました。当初は委員長を順番 に回していこうと、1年目・調理師会、2年目・観 光連盟、3年目・商工会、4年目・食品衛生協会と 担当して、5年目になった時に食のイベントだか ら調理師会が委員長をやるように言われ、6年間 務めさせて頂いております。成り行きで委員長を 引き受けましたが、なかなか大変です。2月頃か ら、祭典を成功させるための支援のお願いに、色々 と訪問することから委員長の仕事が始まります。 次に出店者です。東海北陸道沿線30市町村ほどあ りますが、出向いて出店のお願いをします。市外 部門は「東海北陸自動車道沿線部門」として各市 町村1店舗ずつの出店となるため、複数の応募が あった時には役員会で決めさせて頂いております。 市内部門は毎年テーマを決めて料理を出します。 良かったなと思うことは、最初は実行委員会が企 画から全て運営していましたが、4年目から若い 人が集まる"企画委員会"に食の祭典の方向付け をして頂くようになり、とても運営しやすくなっ たことです。今年の市内部門の優勝は美並町の「し ょうりゅう」さんですが、ここは6回ほどグラン プリを獲得しています。店主が研究心旺盛で人脈 もあり、素晴らしい人達からアドバイスを受けた りしているので、そういうことも結果に繋がって いるのではないかと思います。

今年の食の祭典も無事に終わり、10月に入ってからになりますが協賛して頂いたところへお礼に伺います。それが終わって、ようやく私の任務が終了となります。来年もまた「食の祭典」をよろしくお願いします。ありがとうございました。

会 員 卓 話 岩尾 誠会員



私はロータリークラブの在籍が16年くらいになり、何度か卓話をさせて頂いておりますが、今日のネタを話したのかも思い出せないくらい年を取ってきました。和良町という人口の少ない中で色々な役割が当たるようになりました。その中のひとつに「和良財産区管理委員会」というのがあり、私は管理委員7人のうちの1人です。お手元のA3刷りの資料は、平成16年に郡上郡7町村が合併した時に、村が作った閉村の記念誌に掲載してある当時の"村有林"の話です。現在、白鳥町などは細かく分かれていますが、郡上市内には10の「財産区」があります。和良は村木の売上しか収入がありませんが、明宝や高鷲はスキー場の賃

貸料でかなり売り上げがあると聞いております。 今日は和良町の財産区のご説明をして、それに伴い今の林業が置かれている状況をお話ししたいと 思います。

和良の財産区いわゆる村有林が生まれたのは明 治31年(1898年)、いまから120年ほど前です。 江戸の時代から明治になり30年ほどで財産区と して山を作ろうという発想になったことは、日本 の教育や制度が凄い勢いで発達していると感じ、 日本人って素晴らしいと思います。明治31年に村 有林の設置が決まりましたが、その頃村にはお金 が無く、県や国からお金を借りる段取りをして3 ~4 年かけて 200ha くらいの山林を手に入れたと ころから始まりました。現在和良町は約1,070ha の山林等を保有しています。和良の北の方に「鹿 倉ヲンボ川財産区有林」があります。ここで約 636ha ほどですが、この中に官公造林として 222ha あります。官公造林とは国と旧和良村が共同で植 樹して、90年後にその収益を分け合う目的で作ら れました。90年後というのがあと5~6年でやっ て来ます。現実は、材木は出すと赤字になるくら い安くて、赤字になった場合は赤字を国と分け合 うという規定になっています。国の分、つまり半 分を財産区が買い取る形になりますが、買い取る 評価額は立木数、単価、その他の費用など全部を 計算して2で割ります。そうやって計算すると、 和良の官公造林は222ha あるので単純に考えても 億を超える金額になると思います。それを半分に 分けて買い取ることは大変です。買い取りが困難 なところは再契約して期限を延ばしたりしている ようですが、和良の財産区としては買い取ること にしていますが、一度には無理なので3期くらい に分ける予定です。国が測量して単価を出して計 算するまでには、かなりの時間がかかるようです。 買い取る財源ですが、和良財産区財政調整基金と いう合併した時に1億円の基金を郡上市から頂い たものになります。各財産区も面積に応じて財政 調整基金を頂いています。この基金を使うことは ほとんどなく金融機関で定期預金にして預けてあ りますが、官公造林の買い取りの際には財政調整 基金を使うことになるかもしれません。

「鹿倉笹ヶ谷財産区有林」は、現在中学校の体験林として子供達の森林教育に活用しています。そこでは子供達が植林、下刈りをしますが鹿の害がひどいので、美濃市の森林アカデミーの生徒さんに来ていただいて獣害用のネットを張ってもらいました。ここは色々な方に利用して欲しいので、八幡地区の西和良の子供達にも来て頂いています。なぜ子供達に体験して欲しいかというと、昔のように山に対して家庭での教育がなされていませんしチャンスもありません。今は財産区を私達が預かっていますが、将来は子供達が引き継がなければならないので、財産区を知ってもらうという目的もあります。

「鹿倉ヲヲツキ財産区有林」ですが、ここには 大月の森公園キャンプ場があり、バンガローやコ テージが 1 棟 3 万円くらいで借りられます。良い 事は携帯電話が使えないことです。ここはヒメボ タルの群生地です。ヒメボタルは夜遅くにしか見 られませんが、ホタルの時期には管理人さんが案 内してくれます。





他にも大洞山登山道が整備されていて、これから 紅葉のシーズンになるとたくさんの方が山に登ら れます。熊も生息しているので要注意です。

一番小さいのが「学校林」です。昭和33年3月に、森林の造成を通じ林業教育、学校の基本財産の造成を目的に設置されました。和良の、ある実業家の方が子供達の将来のためにと、自分の山を寄付されたものです。昭和41年に小学校基本財産造林地としてヒノキの植林を行い、現在もヒノキ林となっています。

昭和 40 年代には材木の 1 立米あたりの単価が、 国家公務員のひと月当たりの給料と同じくらいだった年もあったそうです。今は杉で 17,000 円位ですが当時もその位で、国家公務員の初任給も同じ位でした。そのくらいなので、材木を売って家を建てることもできたし学校にも行けました。でも、現在の状況で山のおかげだと言えるのは、自然や環境のことだけです。ですが、材木の輸入もいつされなくなるかわかりませんし、田んぼと同じで山も放置しておくわけにもいかないので、ようやく国から森林にも補助が出るようになりました。非常にありがたいなと思っています。ありがとうございました。

会 員 卓 話 廣瀬泰輔会員



今日は少しでも皆さんのお役に立つ卓話ができればいいなと思いますので、最近ご相談の多い株式譲渡についてお話しします。何のために株式譲渡をするのかというと、後継者に株式を譲って会社を譲りたいとか、企業買収のために株式譲渡をしたいなどの理由があります。基本的には株式の譲渡は自由ですが、皆さんの会社の謄本を見て頂いたら分かると思いますが、ほとんどの会社に譲渡制限がついています。譲渡制限とは、株式の譲

渡をしたい時は会社の承認を得て下さいという規 定です。何故そのような規定があるかというと、 会社にとって好ましくない人を排除するためです。 この譲渡制限は、ない会社のほうが珍しいくらい です。譲渡制限がある場合どこが承認をするかと いうと、取締役会設置会社であれば取締役会で承 認します。平成18年から取締役会を置かなくても いいことになったので、最近は取締役会を設置し ていない会社もありますが、その場合は原則とし て株主総会で承認をすることになります。意外と 簡単に株式が欲しいと言われる方がみえますが、 譲渡制限がついていると結構手続きが大変なので、 今後の参考になるよう譲渡の手続きについて詳細 にお話しします。譲渡制限が付いていて取締役会 がある会社の場合で説明します。株式が欲しい、 売りたい、貰いたい、譲りたいなどと思った時は まず会社の承認が必要です。譲渡したい側、譲り 受けたい側から会社に対して譲渡の承認請求をし なければなりません。会社は承認請求を受けたら 承認の可否を決定するため、取締役会を招集しま す。取締役会での決定が可であれば承認請求をし た側にその旨の通知をします。そうして初めて売 買契約や贈与契約をすることができます。ここで 注意して頂きたいのが株式の値段です。企業の成 績などを考慮して、税理士さん等に相談して値段 を決めて頂いたほうがいい場合もあります。

株式の譲渡契約に関して注意して頂きたいこと があります。最近株券を発行しない会社がありま すが、登記簿上、株券を発行することになってい ると、実際に株券を発行していなくても株券発行 会社になります。株券発行会社では、株式の譲渡 には必ず株券を交付しなければならない規定があ るので、株券発行会社が株式を発行していない場 合は会社に株式を発行してもらい、それを渡さな いと効力が発生しません。株式を発行するとなる と手間も経費もかかるので、登記簿上、株券不発 行会社に変更をした方が手間も経費もかからない かもしれません。株券不発行会社であれば、契約 をした時点で効力が発生します。承認請求した当 事者間では効力が発生しますが、会社と当事者以 外の第三者に対しては、それだけでは主張できま せん。そこで、会社に対して株主名簿の書換請求 をします。株主名簿を書き換えて初めて、会社と 第三者に株主であることの主張ができ株主総会で の議決権が与えられます。必ず名義書換請求をし て会社に名義を書き換えてもらい、渡し主はその 証明書を発行してもらって譲り受け人に渡して株 式譲渡の手続きが終わります。ちなみに、株券発 行会社で株券を交付した場合は、第三者には主張 できます。このように株式譲渡にはたくさんの書 類が必要ですが、書類に不備があると契約が無効 になることもあるので十分注意して、時間と手間 がかかることも頭に入れておいて今後の参考にし て頂ければと思います。ありがとうございました。